

# 神戸市市民活動補償制度に関するよくある質問（Q & A）

## 《目 次》

### 【制度について】

- Q 1 どのような制度ですか？
- Q 2 対象となる市民活動はどのようなものですか？
- Q 3 交通費を受け取った場合も対象になりますか？
- Q 4 この制度を利用するための登録や申込はどうすればよいですか？また、保険料はいくらかかりますか？
- Q 5 事故が発生した場合はどうすればよいのでしょうか？

### 【対象活動について】

- Q 6 地域の公園の清掃活動は対象となりますか？
- Q 7 マンション内の清掃活動は対象になりますか？
- Q 8 地域の交流イベントの参加者は対象となりますか？
- Q 9 防災訓練の参加者が走って怪我をしたり、熱中症になったりした場合、対象となりますか？
- Q 10 地域の有志で作っているボランティアグループで公園の清掃活動などを行っているが、補償金制度の対象となりますか？
- Q 11 地域の世代間交流行事のボランティアによる事前の打合せのため、自治会館に行った際、玄関口の段差で躓き転倒し足の骨を骨折したが、補償金制度の対象となりますか？
- Q 12 P T Aや学校開放委員会の活動は補償金制度の対象となりますか？
- Q 13 企業の職員が、別団体の事業として自治会等で活動した場合、補償金の対象となりますか？

### 【賠償責任事故】

- Q 14 地域の交流行事のボランティアとして会場へ自転車で向かう途中、人をはねてけがをさせた場合は対象となりますか？
- Q 15 発生した事故に対する賠償責任が団体に及ぶ場合は、団体も対象となりますか？
- Q 16 地域のお祭りで使う道具を地域福祉センターから会場である公園へ車で運ぶ途中、通行人と接触してケガを負わせたが、賠償責任事故の対象となりますか？
- Q 17 地域のお祭りで使う道具（太鼓や音響機器など）を参加者が誤って壊した場合、賠償責任事故の対象となりますか？
- Q 18 公園清掃を地域団体の役員の所有している草刈り機で行っています。活動中にその草刈り機が故障した場合、賠償責任事故の対象となりますか？
- Q 19 当事者間で示談を済ませてしまっただが、補償金は支払われますか？
- Q 20 清掃活動に参加していた子どもが誤って事故を起こした場合、賠償責任補償及び傷害補償の対象となりますか？
- Q 21 ひとり暮らし高齢者の給食サービスの活動をしているが、もし食中毒が発生した場合に賠償の対象となりますか？

- Q22 示談金以外にお見舞金（品物含む）を支払ったが、補償金の対象となりますか？
- Q23 賠償責任の補償金の請求はどの段階であればよいのでしょうか？

#### 【傷害事故】

- Q24 通勤途中に道で倒れている人を見つけ、助け起こそうとした際、支えきれずに転倒してケガをした場合は対象となりますか？
- Q25 自治会主催で地域のふれあい運動会を開催したが、競技中に転倒してケガをした人がいるが対象となりますか？
- Q26 市民活動のため、自宅での作業中にケガをしたが、対象となりますか？
- Q27 自治会の盆踊りの準備のため、テントを張っていたボランティアの方が突然倒れ、残念なことにその日の夜に亡くなった。病名は心臓発作と診断されたが、補償金の対象となりますか？
- Q28 公園での清掃活動中に熱中症となった場合、対象になりますか？
- Q29 食中毒は対象となりますか？
- Q30 ボランティア活動場所へ向かう途中に転んでケガをした場合に対象となりますか？また、ボランティア活動が終わって帰宅中にけがをした場合は対象となりますか？
- Q31 活動中に頭を強く打ったため、念のため、医療機関で検査を行った。結果として幸いにも異常は認められなかったが、この場合も対象となりますか？
- Q32 入院の際の差額ベッド代や付添看護師費用などは補償金の対象となりますか？
- Q33 いったん、治癒したと思った傷口がまた悪化し、別の医師の治療を受けた場合も対象となりますか？
- Q34 地域活動で持病の腰痛が悪化して歩けなくなった。この場合の治療費は対象となりますか？
- Q35 死亡、後遺障害、入院、通院の補償金は重複して支払われますか？
- Q36 手術を受けた場合にも補償金が支払われますか？
- Q37 補償金の請求はいつすればよいのでしょうか？
- Q38 地域の企業・お店の社員・従業員として、地域の清掃活動に参加しているが、その場合も対象となりますか？
- Q39 市民活動中に地震が発生し、落下した物が頭部にあたりケガをした場合も対象となりますか？
- Q40 公園の清掃活動中、スズメバチに刺されて医療機関で治療を行った場合も対象となりますか？
- Q41 自治会主催の夏祭り会場で、参加者の子どもが転んでケガをしたが、対象となりますか？
- Q42 地域の交流行事で子どもたちに竹とんぼ作りを教えていて、ナイフで指をケガしましたが、軽症だったため、医療機関は受診しなかったが、この場合も対象となりますか？
- Q43 地域の一斉清掃活動を行う際、道路側溝の溝蓋を持ち上げようとして腰に痛みを感じ、整形外科を受診したが、この場合も対象となりますか？

【その他】

- Q44 対象者が他の損害保険に加入していた場合に、支払いはどうなりますか？
- Q45 入院、通院の補償金の請求の際に医師の診断書が必要ですか？
- Q46 診断書料は補償金の対象となりますか？
- Q47 活動中に新型コロナウイルス感染症にり患した場合、入院、通院の費用は対象になりますか。

【制度について】

Q 1 どのような制度ですか？

A 1 地域団体等において市民活動を行うボランティアの方が安心して参加していただけるよう、市民活動中の事故等により、活動の従事者がケガ等を負ったり、他人の生命、身体若しくは財物等に損害を与え、地域団体等が法律上の賠償責任を負った場合に補償金を支払う制度です。

(主な補償内容)

①賠償責任補償

- ・身体賠償 1名あたり限度額 1億円  
1事故あたり限度額 5億円
- ・財物賠償 1事故あたり限度額 1,000万円
- ・保管者賠償 1事故あたり限度額 500万円

②傷害補償

- ・通院 1日2,000円（事故の日から180日間において、通院日数90日を限度）
- ・入院 1日3,000円（事故の日から180日間を限度）
- ・後遺障害補償金 500万円を限度額
- ・死亡補償金 500万円

\*詳しくは「神戸市市民活動補償制度のご案内」をご覧ください。

(<http://www.city.kobe.lg.jp/ward/activate/support/jichikai/hoshouseido.html>)

Q 2 対象となる市民活動はどのようなものですか？

A 2 次の①～④を全て満たす市民活動が対象となります。

- ①活動が市又は公共的団体（※1）の責任者の管理下で行われること
- ②活動内容が次頁の表に掲げるものであること
- ③無報酬であること（実費弁償程度は可）
- ④従事者（※2）が市内に在住、在勤又は在学していること

※1「公共的団体」とは次のものをいう。

- ・ 自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会、ふれあいのまちづくり協議会、まちの美緑花ボランティア等、地域を基盤として設立され、主に地域住民を構成員として、神戸市内に活動の本拠地を置いて、継続的・計画的に活動を行っている団体等
- ・ アの各地域団体を構成団体とする連合体
- ・ 上記の他、自主的・自発的かつ継続的・計画的に広く公共の利益を目的とした活動を行っており、市民活動補償制度を適用することが妥当と判断される団体

※2【対象外】活動、行事、催し物への参加者、競技への出場者は対象外です（従事者であっても、競技参加中の事故は対象外です）。

	区 分	対 象 活 動
1	生活環境に関する活動	防災活動、防火活動、防犯活動、交通安全活動、保健衛生活動
2	自然環境に関する活動	公園の環境整備運動、河川の環境整備運動、道路の環境整備運動、クリーン活動、集団資源回収活動、地球環境を守る活動（減量化・分別化）
3	社会福祉に関する活動	高齢者の福祉のための活動、障害者の福祉のための活動、児童の福祉のための活動、母子・子育て支援のための活動、社会福祉施設への協力活動
4	青少年育成に関する活動	青少年の自立支援活動、青少年の安全・安心のための活動
5	社会教育・文化スポーツ・国際交流に関する活動	社会教育活動、文化振興活動、スポーツ振興活動 国際交流活動
6	その他市民活動補償制度を適用することが妥当と判断される活動	

Q 3 交通費を受け取った場合も対象になりますか？

A 3 対象となります。

交通費や食費を賄うために支払われるものなど、実費弁償的な性格の金品で、常識的に妥当な範囲である場合に限り、対象となります。

Q 4	この制度を利用するための登録や申込はどうすればよいのでしょうか。また保険料はいくらかかりますか？
A 4	<p>事前の登録や申込は不要です。神戸市で市民活動を行う市民を対象に保険契約をしますので、保険料も必要ありません。</p> <p>地域団体の自主的な活動については、事故が発生した後、各区役所のまちづくり課で手続きをしてください。</p> <p>また、市が助成等を行い実施される市民活動については、市の所管課に申し出てください。</p> <p>手続きには、所定の報告書等の書類のほか、ボランティア活動内容が客観的に分かる書類（規約、事業計画、行事案内チラシ、従事者名簿など）も必要となります。活動内容が確認できない場合は、補償金が支払われない場合がありますので、日頃から書類を整理しておいてください。</p> <p>* 手続きの詳細は「神戸市市民活動補償金制度のご案内」をご覧ください。</p>

Q 5	事故が発生した場合はどうすればよいのでしょうか？																																												
A 5	<p>事故が発生した時に、下記の窓口へ「市民活動事故発生状況報告書兼事故証明書（様式第1号）」を提出してください。</p> <p>【市が助成等を行い実施される市民活動】 事業の所管課に申し出てください。</p> <p>【地域団体等の自主的な活動】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">区役所所管課</th> <th style="width: 15%;">郵便番号</th> <th style="width: 40%;">所在地</th> <th style="width: 20%;">電話（代表）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東灘区まちづくり課</td> <td>658-8570</td> <td>東灘区住吉東町 5-2-1</td> <td>841-4131</td> </tr> <tr> <td>灘区まちづくり課</td> <td>657-8570</td> <td>灘区桜口町 4-2-1</td> <td>843-7001</td> </tr> <tr> <td>中央区まちづくり課</td> <td>651-8570</td> <td>中央区雲井通 5-1-1</td> <td>232-4411</td> </tr> <tr> <td>兵庫区まちづくり課</td> <td>652-8570</td> <td>兵庫区荒田町 1-21-1</td> <td>511-2111</td> </tr> <tr> <td>北区まちづくり課</td> <td>651-1195</td> <td>北区鈴蘭台北町 1-9-1</td> <td>593-1111</td> </tr> <tr> <td>北神区役所まちづくり課</td> <td>651-1302</td> <td>北区藤原台中町 1-2-1</td> <td>981-5377</td> </tr> <tr> <td>長田区まちづくり課</td> <td>653-8570</td> <td>長田区北町 3-4-3</td> <td>579-2311</td> </tr> <tr> <td>須磨区まちづくり課</td> <td>654-8570</td> <td>須磨区大黒町 4-1-1</td> <td>731-4341</td> </tr> <tr> <td>垂水区まちづくり課</td> <td>655-8570</td> <td>垂水区日向 1-5-1</td> <td>708-5151</td> </tr> <tr> <td>西区まちづくり課</td> <td>651-2295</td> <td>西区糀台 5-4-1</td> <td>940-9501</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、様式は市ホームページでダウンロードするか、上記の窓口でお受け取りください。</p>	区役所所管課	郵便番号	所在地	電話（代表）	東灘区まちづくり課	658-8570	東灘区住吉東町 5-2-1	841-4131	灘区まちづくり課	657-8570	灘区桜口町 4-2-1	843-7001	中央区まちづくり課	651-8570	中央区雲井通 5-1-1	232-4411	兵庫区まちづくり課	652-8570	兵庫区荒田町 1-21-1	511-2111	北区まちづくり課	651-1195	北区鈴蘭台北町 1-9-1	593-1111	北神区役所まちづくり課	651-1302	北区藤原台中町 1-2-1	981-5377	長田区まちづくり課	653-8570	長田区北町 3-4-3	579-2311	須磨区まちづくり課	654-8570	須磨区大黒町 4-1-1	731-4341	垂水区まちづくり課	655-8570	垂水区日向 1-5-1	708-5151	西区まちづくり課	651-2295	西区糀台 5-4-1	940-9501
区役所所管課	郵便番号	所在地	電話（代表）																																										
東灘区まちづくり課	658-8570	東灘区住吉東町 5-2-1	841-4131																																										
灘区まちづくり課	657-8570	灘区桜口町 4-2-1	843-7001																																										
中央区まちづくり課	651-8570	中央区雲井通 5-1-1	232-4411																																										
兵庫区まちづくり課	652-8570	兵庫区荒田町 1-21-1	511-2111																																										
北区まちづくり課	651-1195	北区鈴蘭台北町 1-9-1	593-1111																																										
北神区役所まちづくり課	651-1302	北区藤原台中町 1-2-1	981-5377																																										
長田区まちづくり課	653-8570	長田区北町 3-4-3	579-2311																																										
須磨区まちづくり課	654-8570	須磨区大黒町 4-1-1	731-4341																																										
垂水区まちづくり課	655-8570	垂水区日向 1-5-1	708-5151																																										
西区まちづくり課	651-2295	西区糀台 5-4-1	940-9501																																										

【対象活動について】

Q 6 地域の公園の清掃活動は対象となりますか？

A 6 対象となります。

公園のような不特定多数の方が使う場所の清掃は公益的活動であるため、「市又は公共的団体の責任者の管理下で行われること」などの他の要件（質問番号2の回答参照）が満たされれば対象となります。

ただし、電動草刈り機等機械を使用した草刈り中の飛び石等による物損事故等は、補償対象となりませんので、ご注意ください。

Q 7 マンション内の清掃活動は対象になりますか？

A 7 対象となりません。

マンションの敷地のような、共有の管理地の清掃は、共有財産の管理のための活動であるためです。

Q 8 地域の交流イベントの参加者は対象となりますか？

A 8 対象となりません。

当該制度は、ボランティア活動者を対象としているため、行事や催し物への来場者・参加者の事故を対象とはしていません。

ただし、行事を開催するための企画・運営を行っているボランティアの方は対象となります。

\* 行事や催し物への来場者など、参加者の事故を補償する保険として、社会福祉協議会や各保険会社が扱っているレクリエーション保険等があります。  
必要に応じてご検討ください。

Q 9 防災訓練の参加者が走って怪我をしたり、熱中症になったりした場合、対象となりますか？

A 9 対象となりません。

防災訓練は互助的な活動であり、当日参加するのみの方は、行事や催し物への来場者・参加者と同様に、補償の対象とはしていません。

Q 10 地域の有志で作っているボランティアグループで公園の清掃活動などを行っていますが、補償制度の対象となりますか？

A 10 対象となります。

ただし、計画的・継続的に行われている活動か確認するため、会則や活動計画書、活動者名簿、行事のチラシなどを提出いただきます。

Q11	地域の世代間交流行事のボランティアによる事前の打合せのため、自治会館に行った際、玄関口の段差で躓き転倒し足の骨を骨折したが、補償制度の対象となりますか？
A11	対象となります。 本制度の対象となる市民活動を実施するために必要な打合せ、事前準備も対象となります。また、地域団体等を運営するための総会、役員会、定例会も対象となります。 ただし、行事の打ち上げ、忘年会等の親睦行事、役員の慰労会など、会員等だけで飲食を主たる目的とした行事は対象とはなりません。

Q12	P T Aや学校開放委員会の活動は補償制度の対象となりますか？
A12	自助活動とみなされるため、対象となりません。

Q13	企業の職員が、別団体の事業として自治会等で活動した場合、補償金の対象となりますか？
A13	企業として行う市民活動は対象となりません。

#### 【賠償責任事故】

Q14	地域の交流行事のボランティアとして会場へ自転車で向かう途中、人をはねてケガをさせた場合は対象となりますか？
A14	対象となりません。 賠償責任事故は活動中のみ対象となります。 ただし、傷害事故は自宅と活動場所の往復経路も対象となるため、ご本人のケガは補償金の対象となります（私用でどこかに立ち寄る場合には対象とならない場合がありますのでご注意ください）。

Q15	発生した事故に対する賠償責任が団体に及ぶ場合は、団体も対象となりますか？
A15	当該制度は、地域団体等の活動を支援するためのものであるため、地域団体が賠償責任を負った場合のみが対象となります。

Q16	地域のお祭りで使う道具を地域福祉センターから会場である公園へ車で運ぶ途中、通行人と接触してケガを負わせたが、賠償責任事故の対象となりますか？
A16	対象となりません。 自動車による賠償責任事故は原因の如何を問わず対象となりません。 ただし、ボランティア活動従事者である運転者および同乗者がケガをした場合、傷害事故の対象となります。



<p>Q17 地域のお祭りで使う道具（太鼓や音響機器など）を参加者が誤って壊した場合、賠償責任事故の対象となりますか？</p>
<p>A17 対象となりません。 賠償責任事故は、従事者等の軽過失により、参加者又は第三者の財物に損害を与え、被害者から損害賠償を求められ、活動の責任者等が法律上の賠償責任を負った場合が対象となります。 そのため、参加者が壊した場合は、借りた道具であっても、地域団体等が所有する道具であっても、賠償責任事故の対象にはなりません。</p>
<p>Q18 公園清掃を地域団体の役員の所有している草刈り機で行っています。活動中にその草刈り機が故障した場合、賠償責任事故の対象となりますか？</p>
<p>A18 対象となりません。 活動中であつたとしても、故障は賠償責任事故の対象にはなりません。</p>
<p>Q19 当事者間で示談を済ませてしまったが、補償金は支払われますか？</p>
<p>A19 示談の内容が法律上の賠償責任の範囲内の金額を負担するものであれば、（補償限度額の範囲内で）補償金で賠償額を賄うことができます。 しかし、法律上の賠償責任はないのに道義的理由だけで見舞金を支払ったり、保険会社の承諾を得ずに争訟費用を支出したりした場合には、補償金は客観的に妥当性のある金額しか支払われませんので、補償金で賠償額等を全額賄うことはできなくなる可能性があります。当事者間だけで示談をする前に、ご連絡ください。</p>
<p>Q20 清掃活動に参加していた子どもが誤って事故を起こした場合、賠償責任補償及び傷害補償の対象となりますか？</p>
<p>A20 （賠償責任事故） 通常子どもが起こした事故に対しては、その親権者である親や、団体の責任者に対して監督責任が問われることとなります。 本制度は、地域団体等の活動を支援する制度であるため、子どもが起こした事故であっても、地域団体等が法律上の賠償責任を負った場合は補償の対象となります。団体の責任者から子どもが清掃活動の従事者であると報告が必要です。 ただし、親権者が自分の子どもにケガをさせた場合は、対象外となります。 （傷害事故） 団体の責任者から、ケガをした子どもが清掃活動の従事者であると報告があれば、補償対象となります。 ただし、事故発生時の状況によって対象とならない場合もありますのでご注意ください。</p>

Q21	ひとり暮らし高齢者の給食サービスの活動をしているが、もし食中毒が発生した場合に賠償の対象となりますか？
A21	食事の材料が悪かったためではなく、調理中あるいは運搬中に原因があった場合は対象になります。ただし、あくまでも主催する地域団体等に法律上の責任がある場合にのみ対象となります。

Q22	示談金以外にお見舞金（品物含む）を支払ったが、補償金の対象となりますか？
A22	名目の如何を問わず、相手側に支払ったものが法律上の賠償責任額以上のものである場合は対象となりません。

Q23	賠償責任の補償金の請求はどの段階ですればよいのでしょうか？
A23	賠償額は示談の成立もしくは裁判所の判決により確定します。したがってその後には請求してください。なお、賠償が確定した日から30日以内に請求してください。

#### 【傷害事故】

Q24	通勤途中に道で倒れている人を見つけ、助け起こそうとした際、支えきれずに転倒してケガをした場合も対象となりますか？
A24	対象となりません。 本制度は地域団体等が計画的・継続的に実施する活動を対象としているためです。一時的な善意の行動や突発的な人命救助は対象となりません。

Q25	自治会主催で地域のふれあい運動会を開催したが、競技中に転倒してケガをした人がいるが対象となりますか？
A25	対象となりません。 ふれあい運動会は互助的な活動であり、直接、社会や他人に貢献しているとはいえないためです。 ただし、行事の企画・運営等を行うボランティアの方は対象となります（ボランティアであっても競技に参加しているときは対象となりませんのでご注意ください）。

Q26	市民活動のため、自宅での作業中にケガをしたが、対象となりますか？
A26	原則として、自宅での活動は対象となりません。 ただし、その活動が自宅を活動場所として計画的・継続的に行う必要があり、地域団体等が定期的に利用していることが証明できる場合などは、対象となる場合がありますので、企画調整局参画推進課へご相談ください。

Q27 自治会の盆踊りの準備のため、テントを張っていたボランティアの方が突然倒れ、残念なことにその日の夜に亡くなった。病名は心臓発作と診断されたが、補償金の対象となりますか？

A27 対象となりません。  
急激かつ偶然な外来の事故による死亡もしくはケガが対象となります。

Q28 公園での清掃活動中に熱中症となった場合、対象になりますか？

A28 熱中症（熱射病・日射病）は補償の対象となります。

Q29 食中毒は対象となりますか？

A29 食事の材料が悪かったためではなく、保健所の指導に従い、調理中あるいは運搬中に原因があった場合は対象となります。  
ただし、あくまでも主催する地域団体等に法律上の責任がある場合にのみ対象となるため、ご注意ください。

Q30 ボランティア活動場所へ向かう途中に転んでケガをした場合に対象となりますか？また、ボランティア活動が終わって帰宅中にけがをした場合は対象となりますか？

A30 いずれも対象となります。  
傷害事故は、自宅と活動場所との合理的な往復経路も対象となります。  
ただし、私用でどこかに立ち寄る場合には対象となりませんのでご注意ください。

Q31 活動中に頭を強く打ったため、念のため、医療機関で検査を行った。結果として幸いにも異常は認められなかったが、この場合も対象となりますか？

A31 医療機関での治療（入院・通院）がない場合は対象となりません。

Q32 入院の際の差額ベッド代や付添看護師費用などは補償金の対象となりますか？

A32 入院及び通院の補償金の支払いは、実際にかかった費用を基準に支払いを行うものではなく、入院は1日につき3,000円、通院は1日につき2,000円を支払う、いわゆる定額払いです。

Q33	いったん、治癒したと思った傷口がまた悪化し、別の医師の治療を受けた場合も対象となりますか？
A33	前のケガが原因で再度具合が悪くなった点について、医師の証明が得られるものについては対象となります。 ただし、補償金の支払い対象となる期間は、事故の日から180日間が限度であり、その期間内において、前の治療分とあわせて、通院は90日分、入院は180日分が支払いの限度となります。
Q34	地域活動で持病の腰痛が悪化して歩けなくなった。この場合の治療費は対象となりますか？
A34	対象となりません。 事故前から発生していた疾病・傷病によるものは、補償対象外です。急激かつ偶然な外来の事故によるケガが傷害補償の対象となります。
Q35	死亡、後遺障害、入院、通院の補償金は重複して支払われますか？
A35	重複して支払われますが、支払い限度額は次のとおりです。 ・後遺障害＋死亡＝500万円 ・入院＋通院＋死亡＝入院と通院の合計金額＋500万円 ・入院＋通院＋後遺障害＝入院と通院の合計金額＋500万円（限度）
Q36	手術を受けた場合にも補償金が支払われますか？
A36	手術内容によっては、補償金が支払われる場合があります。詳しくは企画調整局参画推進課へお問合せください。
Q37	補償金の請求はいつすればよいのでしょうか？
A37	補償金の種類によって、以下の日から30日以内に請求してください。 ・死亡補償金＝「市民活動補償金給付対象認定・不認定通知書（様式第2号）」の通知を受けた日 ・後遺障害補償金＝後遺障害が確定した日(事故の日から180日以内に確定しないときは、180日を超えるその日) ・傷害補償金＝傷害が全治した日(事故の日から180日以内に全治しないときは、180日を超えるその日)
Q38	地域の企業の社員として、地域の清掃活動に参加しているが、その場合も対象となりますか？
A38	対象となりません。 本制度は、地域団体等の活動を支援するためのものであるため、企業・お店などが行うボランティア活動は対象となりません。

Q39	市民活動中に地震が発生し、落下した物が頭部にあたりケガをした場合も対象となりますか？
A39	対象となりません。 地震、噴火、津波など天災による事故は対象となりません。

Q40	公園の清掃活動中、スズメバチに刺されて医療機関で治療を行った場合も対象となりますか？
A40	対象となります。 スズメバチやヒルなどの害虫による傷害等によって死亡又は入院・通院した場合は対象となります。蚊は対象となりません。

Q41	自治会主催の夏祭り会場で、参加者の子どもが転んでケガをしたが、対象となりますか？
A41	対象となりません。 当該制度は、ボランティア活動者を対象としているため、行事や催し物への来場者・参加者の事故を対象とはしていません。

Q42	地域の交流行事で子どもたちに竹とんぼ作りを教えていて、ナイフで指をケガしたが、軽症だったため、医療機関は受診しなかったが、この場合も対象となりますか？
A42	医療機関での治療（入院・通院）がない場合は対象となりません。

Q43	地域の一齐清掃活動を行う際、道路側溝の溝蓋を持ち上げようとして腰に痛みを感じ、整形外科を受診したが、この場合も対象となりますか？
A43	対象となりません。 腰痛または頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）で医学的他覚所見（外から見て確認できる腫れや内出血など）のないものは、対象となりません。

#### 【その他】

Q44	対象者が他の損害保険に加入していた場合に、支払いはどうなりますか？
A44	賠償責任事故の場合は他の保険契約の条件によりますので、保険会社間の調整となります（市民活動補償金申請時には、他の損害保険証書の写しが必要となります）。 また、傷害事故の場合は、他の傷害保険に関係なく、本制度により通常の額の補償金が支払われます。

Q45 入院、通院の補償金の請求の際に医師の診断書が必要ですか？
A45 傷害事故の場合、請求額が10万円以下の場合、保険会社所定の申告書（請求書中の「治療状況」欄による）にかえることができます。 賠償責任事故の場合、原則、10万円以下でも医師の診断書が必要となりますので、ご注意ください。

Q46 診断書料は補償金の対象となりますか？
A46 対象となりません。 傷害の程度を立証する費用として、ご本人の負担となります。

Q47 活動に従事した後、新型コロナウイルスにり患した場合の宿泊療養、入院、通院は対象になりますか？
A47 対象となりません。 新型コロナウイルス感染症は、熱中症のように事故日が特定できず、従事した市民活動が原因であると正確に判断できないため、補償対象となりません。 また、現在、新型コロナウイルス感染症は国の特定感染症に指定されているため、り患した場合の宿泊療養、入院費、通院費は公費負担となります。

**保険会社が保険契約の対象と認めない場合は、補償金が支払われないことがあります**